

沼津市立沼津高等学校・中等部の施設等の開放に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼津市立高等学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第4号）第18条の2及び第24条並びに沼津市立学校施設の開放に関する規則（昭和49年教育委員会規則第10号）の規定に基づき、沼津市立沼津高等学校及び沼津市立沼津高等学校中等部（以下「学校」という。）の施設及び設備を市民等の利用に供すること（以下「施設等の開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設等の開放の方針)

第2条 校長は、市民等の社会教育活動、文化活動、スポーツ活動その他の生涯学習活動の振興のために、学校教育上支障のない範囲内において、施設等の開放を実施する。

(施設開放委員会の設置及び組織)

第3条 学校に施設開放委員会を設置する。

- 2 施設開放委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、沼津市立沼津高等学校の校長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員は、次の各号に該当する者のうちから校長が委嘱する。

(1) 学校の教職員

(2) 校長が必要と認める者

- 6 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(施設開放委員会の職務)

第4条 施設開放委員会は次の各号に掲げる職務を行う。

- (1)利用者の登録に関すること。
- (2)利用の許可及び取消しに関すること。
- (3)利用計画に関すること。
- (4)利用責任に関すること。
- (5)その他利用者の調整及び施設等の開放に関すること。

(開放対象の施設等)

第5条 開放の対象とする施設等（以下「開放施設等」という。）は次の表の左欄に掲げる施設とし、利用できる種目等は、それぞれ同表の右欄に掲げる種目等及び施設開放委員会が適当と認めるものとする。

開放施設	利用できる種目等
体育館	バスケットボール、バレー、体操
武道場	柔道、剣道
弓道場	弓道
運動場	野球、ソフトボール、サッカー
プール	水泳
テニスコート	硬式テニス
パソコン室 1	パソコン、DVD、VTR、プロジェクター、LL機能利用可。40名程度
パソコン室 2	パソコン、DVD、VTR利用可。40名程度
視聴覚室	DVD、VTR、プロジェクター利用可。40名程度
グループ学習室	パソコン、プロジェクター利用可。40名程度
技術工芸室	金工、木工等の工作
図書館	読書会等本に関する活動、学習会
展示スペース	校内の生徒作品の展示、他の開放場所で開催する行事の待合室
誠花ホール	会議、講演会、演奏会、ダンス
音楽室	合唱練習、音楽鑑賞
美術室	会合のみ。実技不可
書道室	半紙作品から全紙作品まで（大字書は不可）
被服室	被服（実習授業の期間中は開放不可）
調理室	調理（実習授業の期間中は開放不可）
福祉実習室	福祉、看護に関する実習項目
作法室	茶道、華道、会合

（開放の日時）

第6条 施設等の開放日時は原則として次のとおりとする。ただし、学校運営上支障があると認められる場合、及び年末年始等は開放しない。

	午 前	午 後	夜 間
平日			18時00分から 21時00分まで
土・日・祝日	8時30分から 12時00分まで	12時00分から 17時00分まで	17時00分から 21時00分まで

（利用者の範囲）

第7条 開放施設等を利用できる者は、当該年度において施設開放委員会による登録の承認を得た団体（以下「利用団体」という。）とする。

- 2 利用団体は、文化活動又はスポーツ活動を目的に掲げ、代表者を成人とする5人以上の団体とする。
- 3 登録を申し出る団体には、利用責任者を1人置く。
- 4 利用責任者は、利用団体が正常かつ円滑に開放施設等を使用できるよう、施設開放委員会の指示に基づき、利用施設の管理、利用団体の危険防止その他開放施設の

使用に関する必要な事項の管理及び指導に当たる。

5 公開講座等の個人の利用に関する規定は別に定める。

(利用団体の登録)

第8条 利用団体は、翌年度の利用について3月1日から3月31日までの間に開放施設等利用者登録申請書（第1号様式）及び利用者名簿（第2号様式）を施設開放委員会に提出しなければならない。

2 施設開放委員会は、翌年度第1回会議において登録申請書を審査し、承認した団体には登録証（第3号様式）を交付する。

3 翌年度の中途における登録申請については、直近の施設開放委員会の会議において審査し、承認した団体には登録証を交付する。

(利用計画の決定等)

第9条 施設開放委員会は、利用計画を決定のうえ、3か月毎の当該計画を前月の25日までに公表する。ただし、学校及び沼津市教育委員会が主催する講座等の利用計画の決定及び公表はこの限りでない。

2 施設開放委員会は、学校運営上支障がある場合には、利用団体に対し利用の中止を命ずることができる。

(利用の手続)

第10条 利用団体は、開放施設等利用申請書（第5号様式）に登録証を添えて、指定する期日までに施設開放委員会に提出し、許可を受けなければならない。

2 施設開放委員会は、前項の申請を許可したときは、利用前月の25日までに開放施設等利用許可証（第4号様式）を交付する。

3 利用団体は、施設等の使用が終わった場合は、速やかに施設開放委員会に開放施設等利用報告書（第6号様式）を提出しなければならない。

4 第1項の許可を受けた者が利用を辞退し、又は変更しようとするときは、開放施設等利用許可証を添えて施設開放委員会に速やかに申し出、その指示を受けなければならない。

(利用の調整)

第11条 同一の開放施設等を2団体以上が利用申込みをした場合は、相互の話し合い又は抽選により利用者を決定する。ただし、学校及び沼津市教育委員会が主催する講座等を優先し、次に沼津市民を利用責任者とする利用団体を優先する。

(開放の中止)

第12条 施設開放委員会は、次の各号のいずれかに該当する利用を行う団体に対して、

その施設等の開放を中止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 政治的又は宗教的活動をするとき。
- (3) 営利の追求、寄附金の募集、物品の販売、契約の勧誘又は署名の収集その他これに類する行為をするとき。
- (4) 学校運営又は学校施設の管理に支障があると認めるとき。
- (5) その他、施設開放委員会が開放施設等の利用が不適当と認めるとき。

(利用者の遵守事項)

第13条 利用団体は、開放施設等の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。
- (3) 指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (4) 駐車場以外の場所には、絶対に駐車しないこと。
- (5) 学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。
- (6) 校地内において飲酒及び喫煙をしないこと。
- (7) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (8) 許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (9) 開放施設等へ危険物を持ち込まないこと。
- (10) 許可を受けないで物品等の展示又ははり紙等の行為をしないこと。
- (11) 騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと
- (12) 利用終了後は施設、設備を原状に復し、清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
- (13) 開放施設、設備を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
- (14) 登録証及び開放施設等利用許可証を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。

(経費)

第14条 利用実費が明確に判明する経費については、利用団体が負担する。ただし、委員長が認める場合は、この限りでない。

(利用者の賠償責任等)

第15条 利用者は、開放施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに施設開放委員会に報告し、その指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

2 開放施設等を利用中生じた人身事故の責任は、利用者が負うものとする。

(登録の取消し)

第16条 施設開放委員会は、利用団体がこの要綱に違反した場合は、当該利用団体の登録を取り消すことができる。

(雑則)

第17条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は施設開放委員会が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に決定された平成16年度の利用計画については、なお従前の例による。
- 3 平成16年度に限り、利用団体の登録については、第8条の規定にかかわらず、施設開放委員会が別に登録申請期限を設けるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の沼津市立沼津高等学校及び沼津市立沼津高等学校中等部の施設開放に関する要綱の規定及び様式によりなされた手続、承認その他の行為は、改正後の沼津市立沼津高等学校・中等部の施設開放に関する要綱の相当する規定及び様式によりなされた手續、承認その他の行為とみなす。

第1号様式（第8条関係）

年　月　日

（あて先）沼津市立沼津高等学校・中等部施設開放委員会委員長

住 所
申請者
氏 名

印

沼津市立沼津高等学校・中等部開放施設等利用者登録申請書

沼津市立沼津高等学校・中等部開放施設等の利用団体として登録したいので、申請します。

団 体 名 (団体代表者)	(代表者氏名)	
団体の所在地 (代表者住所)	(代表者住所)	
利 用 目 的		
利 用 希 望 施 設		
登 録 人 数	人	
利 用 責 任 者	氏 名	(年齢 歳)
	勤 務 先	電話 () -
	自 宅 住 所	電話 () -

※ 利用者名簿（第2号様式）を添付してください。

※ 以下は記入しないでください。

登 録 年 月 日	年 月 日	
摘 要	登 録 番 号	

第2号様式（第8条関係）

年度 沼津市立沼津高等学校・中等部開放施設等利用団体利用者名簿

団体名			
番号	氏 名	住 所	番号
1			2 1
2			2 2
3			2 3
4			2 4
5			2 5
6			2 6
7			2 7
8			2 8
9			2 9
10			3 0
11			3 1
12			3 2
13			3 3
14			3 4
15			3 5
16			3 6
17			3 7
18			3 8
19			3 9
20			4 0

※40人を超える場合は、コピーして使用してください。

※団体の会員名簿等をもって、この様式に代えることもできます。

第3号様式（第8条関係）

年度 沼津市立沼津高等学校・中等部開放施設等利用団体

《登録証》

登録番号	
団体名	
利用 責任者	氏名
	住所

上記団体は、沼津市立沼津高等学校・中等部開放施設等利用登録団体であること
を証する。

平成 年 月 日

沼津市立沼津高等学校・中等部施設開放委員会

委員長

印

第4号様式（第10条関係）

様

沼津市立沼津高等学校・中等部開放施設等利用許可証

利 用 日 時
月　　日 (　曜日)　　時　　分 ～　　時　　分
利 用 施 設
備　　考

※ 裏面の事項の厳守を条件に許可します。

※ その他、施設開放委員会の指示に従い、設備等の破損の場合は、速やかに下記連絡先まで報告すること。

連絡先 921-0805

沼津市立沼津高等学校・中等部施設開放委員会

委員長

印

(裏面)

利用についての注意事項

(開放の中止について)

施設開放委員会は、次の各号のいずれかに該当する利用を行う団体に対して、その施設等の開放を中止することができる。

- (1)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2)政治的又は宗教的活動をするとき。
- (3)営利の追求、寄附金の募集、物品の販売、契約の勧誘又は署名の収集その他これに類する行為をするとき。
- (4)学校運営又は学校施設の管理に支障があると認めるとき。
- (5)その他、施設開放委員会が開放施設等の利用が不適当と認めるとき。

(利用にあたっての遵守事項)

利用団体は、開放施設等の使用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)利用時間を厳守すること。
- (2)開放施設等の鍵の借用及び返還は、施設開放委員会の指示に従うこと。
- (3)指定した施設以外の施設に立ち入らないこと。
- (4)駐車場以外の場所には、絶対に駐車しないこと。
- (5)学校の都合、天候等により、施設開放委員会が施設等の開放の中止を指示した場合は、これに従うこと。
- (6)校地内において飲酒及び喫煙をしないこと。
- (7)所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (8)許可を受けないで火気を使用しないこと。
- (9)開放施設等へ危険物を持ち込まないこと。
- (10)許可を受けないで物品等の展示又ははり紙等の行為をしないこと。
- (11)騒音を発することや乱暴な行為等により、他の利用者、学校関係者、周辺住民等に迷惑を及ぼさないこと。
- (12)利用終了後は施設、設備を原状に復し、清掃を行い、ごみは持ち帰ること。
- (13)開放施設、設備を損傷した場合は、施設開放委員会が指定した連絡先に直ちに報告し、その指示に従うこと。
- (14)登録証及び開放施設等利用許可証を他の団体に譲渡し、又は貸与しないこと。

(利用者の賠償責任等)

- (1)利用者は、開放施設等を損傷し、又は滅失した場合は、直ちに施設開放委員会に報告し、その指示に従いこれを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- (2)開放施設等を利用中生じた人身事故の責任は、利用者が負うものとする。

第5号様式（第10条関係）

年　月　日

（あて先）沼津市立沼津高等学校・中等部施設開放委員会委員長

団体名

申請者　登録番号

氏　名

沼津市立沼津高等学校・中等部開放施設等利用申請書

利　用　日　時	午前 月　日（曜日） 午後	時　分～	午前 時　分 午後
利　用　希　望　施　設			
借　用　備　品	備　品　名	個　数	
利　用　人　数・駐　車　車　両　数	人　　台		
利　用　責　任　者　氏　名	電話番号（　　）　　－		

※ 以下は記入しないでください。

受　付　日	年　　月　　日	許可番号	
-------	---------	------	--

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）沼津市立沼津高等学校・中等部施設開放委員会委員長

記載者氏名

開 放 施 設 等 利 用 報 告 書

団体名・登録番号		登録番号（ ）						
利用責任者氏名								
利 用 日 時		午前 月 日（曜日） 午後			午前 時 分～時 分 午後			
利 用 人 数		人						
利 用 施 設								
借 用 備 品		備 品 名				個 数		
点 檢	整理・整頓	済	・	未済	施設等の破損	無	・	有
所 感		・気付いたことがあれば、記入してください。						

※ 以下は記入しないでください。

備 考	鍵の返却	無	・	有	担当	
	点検結果 1 異常なし 2 異常あり（ ）					